

## 先行審査プラントの記載との比較表 (V-1-7-1 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書)

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。) 第34条、第47条、第67条、第69条、第73条、第75条及び第76条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。) に関わる放射線管理施設のうち放射線管理用計測装置の構成、計測範囲及び警報動作範囲について説明するものである。併せて、技術基準規則第34条及びその解釈に関わる放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録、保存及び外部電源が喪失した場合の計測についても説明する。</p> <p>なお、技術基準規則第34条及びその解釈に関わる放射線管理用計測装置のうち設計基準対象施設としてのみ使用する計測装置の構成、計測範囲及び技術基準規則第47条及びその解釈に関わる放射線管理用計測装置の警報機能に関しては、<a href="#">周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率を計測するための固定式周辺モニタリング設備の伝送系以外の要求事項に変更がないため、今回の申請において当該部以外の変更は行わない。</a></p> <p>今回は、設計基準対象施設に関する<a href="#">放射線管理用計測装置の計測結果</a>の表示、電源、記録の保存及びデータ伝送系の多様化並びに重大事故等対処設備に関する放射線管理用計測装置について説明する。</p>	差異なし 表現上の差異（記載の適正化） 表現上の差異（記載の適正化）

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>2. 基本方針</p> <p>2.1 設計基準対象施設に関する計測</p> <p>周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率を計測するための固定式周辺モニタリング設備は、<a href="#">5号機の常用所内電源系</a>に接続するとともに、専用の無停電電源装置を有し、電源の供給元の切替時に発生する短時間の停電時においても電源を供給できる設計とする。指示値は中央制御室及び<a href="#">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</a>へ表示し、中央制御室及び<a href="#">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</a>までの伝送は多様性を有する設計とする。</p> <p>管理区域内において人が當時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率を計測するためのエリアモニタリング設備のうち、<a href="#">燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ、プロセスモニタリング設備のうち、燃料取替エリア排気放射線モニタ及び原子炉区域換気空調系排気放射線モニタ</a>は、外部電源が喪失した場合でも計測できるよう、<a href="#">非常用所内電源系</a>から給電できる設計とする。</p> <p>技術基準規則第34条及びその解釈に基づき、計測装置の計測結果は、中央制御室に原則表示し、確実に記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。ただし、断続的な試料の分析を行う場合は、従事者が測定結果を記録し保存できる設計とする。<a href="#">また、モニタリングポストの計測結果は、中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に表示し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内の屋外放射線監視システムにて継続的に記録し、電磁的に保存できる設計とする。</a></p>	<p>設備構成の差異（柏崎刈羽は、非常用電源設備ではなく、無停電電源装置に接続することで電源復旧までの期間の電気の供給を担保できる）</p> <p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p>
	<p>2.2 重大事故等対処設備に関する計測</p> <p>2.2.1 最終ヒートシンクの確保の監視に必要なパラメータの計測</p> <p>技術基準規則第67条及びその解釈に基づき、炉心の著しい損傷が発生した場合に、原子炉格納容器外に水素ガスを排出する場合の排出経路における放射性物質濃度を計測するための<a href="#">設備として、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置出口側配管近傍にフィルタ装置出口放射線モニタを設け</a>、計測結果は中央制御室に表示し、<a href="#">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）にて記録及び保存できる設計とする</a>。また、直流電源が必要な場合には、<a href="#">常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備</a>から給電が可能な設計とする。</p> <p>技術基準規則第67条その解釈に基づき、炉心の著しい損傷が発生した場合に、原子炉格納容器外に水素ガスを排出する場合の排出経路における放射性物質濃度を計測するための<a href="#">設備として、耐圧強化ベント系の排出経路の配管近傍に耐圧強化ベント系放射線モニタを設け</a>、計測結果は中央制御室に表示し、<a href="#">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）にて記録及び保存できる設計とする</a>。また、直流電源が必要な場合には、<a href="#">常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備</a>から給電が可能な設計とする。</p>	<p>表現上の差異（設置許可記載の差異）</p> <p>設備構成の差異</p> <p>表現上の差異（設置許可記載の差異）</p> <p>設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■：前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p><u>2.2.2 使用済燃料貯蔵プールの監視に必要なパラメータの計測</u></p> <p>技術基準規則第69条及びその解釈に基づき、<u>燃料貯蔵設備に係る重大事故等時</u><sup>(注)</sup>に<u>使用済燃料貯蔵プール</u>の上部空間線量率の監視に必要な設備として、<u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）</u>及び<u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）</u>を設置し、燃料貯蔵設備に係る重大事故等時に変動する可能性のある範囲にわたり計測可能な設計とし、計測結果は中央制御室に表示し、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</u>にて記録及び保存できる設計とする。また、直流電源が必要な場合には、<u>常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備</u>から給電が可能な設計とする。</p> <p>(注) 燃料貯蔵設備に係る重大事故等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第37条及び3-1(a)及び(b)で定義する想定事故1（<u>使用済燃料貯蔵槽</u>の冷却機能又は注水機能が喪失することにより<u>使用済燃料貯蔵槽</u>内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故）及び想定事故2（サイフォン現象等により<u>使用済燃料貯蔵槽</u>内の水の小規模な喪失が発生し、<u>使用済燃料貯蔵槽</u>の水位が低下する事故）において想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下</li> <li>b. 使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他要因により当該使用済燃料貯蔵槽内の水位が異常に低下した場合</li> </ul>	<p>設備構成の差異 表現上の差異（設置許可記載の差異）</p> <p>表現上の差異（記載の適正化） 技術基準規則：使用済燃料貯蔵槽 設備名称：使用済燃料貯蔵プール</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p><u>2.2.3 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定</u></p> <p>技術基準規則第73条及びその解釈に基づき、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)</u>、<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)</u>、<u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u>、<u>耐圧強化ベント系放射線モニタ</u>、<u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(低レンジ)</u>及び<u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ)</u>を設ける設計とともに、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を<u>設ける</u>設計とする。</p>	<p>設備構成の差異</p> <p>表現上の差異（記載の適正化）</p>
	<p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを、<u>炉心損傷防止対策</u>、<u>格納容器破損防止対策</u>及び<u>使用済燃料貯蔵槽内の燃料損傷防止対策</u>を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとする。</p> <p>炉心損傷防止対策、<u>格納容器破損防止対策</u>及び<u>使用済燃料貯蔵槽内の燃料損傷防止対策</u>を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータ<u>を計測する装置</u>は、設計基準事故時に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉格納容器内の<u>線量当量率</u>、最終ヒートシンクの確保の<u>監視</u>及び<u>使用済燃料貯蔵プールの監視</u>に必要なパラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータによる推定の対応手段等により推定ができる設計とする。</p>	<p>表現上の差異（記載の適正化）</p>
	<p>また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（計測可能範囲）の明確化をするとともに、パラメータの計測が困難となつた場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータによる推定の対応手段等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて管理する。</p> <p>原子炉格納容器内の<u>線量当量率</u>、最終ヒートシンクの確保の<u>監視</u>及び<u>使用済燃料貯蔵プールの監視</u>に必要なパラメータは想定される重大事故等の対応に必要となる炉心損傷防止対策、<u>格納容器破損防止対策</u>及び<u>使用済燃料貯蔵槽内の燃料損傷防止対策</u>を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に表示し、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)にて</u>記録及び保存できる設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要となるパラメータは、<u>データ伝送装置</u>、<u>緊急時対策支援システム伝送装置</u>及び<u>SPDS表示装置</u>で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）に電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p>	<p>表現上の差異（記載の適正化）</p> <p>表現上の差異（記載の適正化）</p> <p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p>

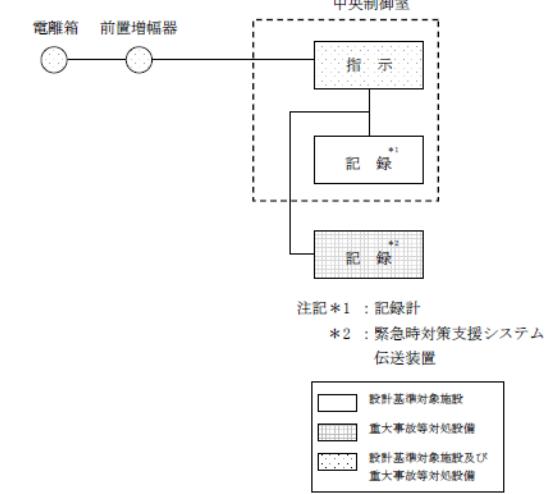
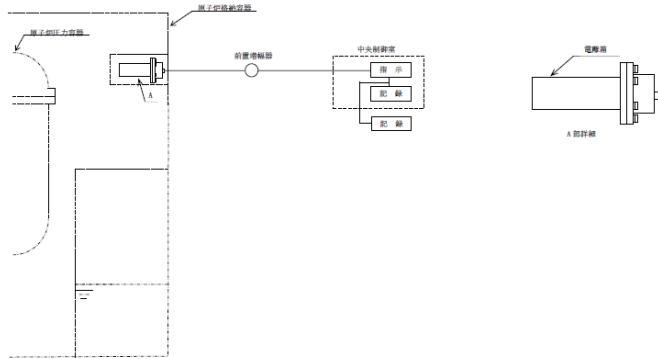
青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p><u>2.2.4 重大事故等時における周辺モニタリング設備</u></p> <p>技術基準規則第75条及びその解釈に基づき、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、移動式周辺モニタリング設備を保管する。</p> <p><u>移動式周辺モニタリング設備の計測範囲は、重大事故等時の放射線量を計測可能な設計とし、現場にて指示又は表示する設計とする。また、測定結果は記録及び保存できる設計とする。</u>発電所の周辺海域の海上モニタリングを行うために海上を移動できる設備を保管する。<u>なお、移動式周辺モニタリング設備のうち、可搬型モニタリングポストは、固定式周辺モニタリング設備の機能が喪失しても、代替しうる原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数を含み、原子炉格納施設を囲む8方位における放射線量の測定が可能な個数を保管する。</u></p> <p>固定式周辺モニタリング設備は、<u>重大事故等時、5号機の常用所内電源系が喪失した場合</u>においても、<u>代替交流電源設備であるモニタリングポスト用発電機</u>から電源供給ができる<u>設計</u>とする。また、発電所の周辺海域の海上モニタリングを行うために海上を移動できる<u>小型船舶</u>を保管する。</p>	設備構成の差異 設備構成の差異
	<p><u>2.2.5 重大事故等時における気象観測設備</u></p> <p>技術基準規則第75条及びその解釈に基づき、重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬型気象観測装置を設ける設計とする。</p>	表現上の差異（記載分類の差異）
	<p><u>2.2.6 重大事故等時における緊急時対策所内外のモニタリング設備</u></p> <p>技術基準規則第76条及びその解釈に基づき、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所内外の放射線量を監視、計測及び記録するために5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に可搬型エリアモニタ及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）近傍に可搬型モニタリングポストを設け、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</u></p>	設備構成の差異

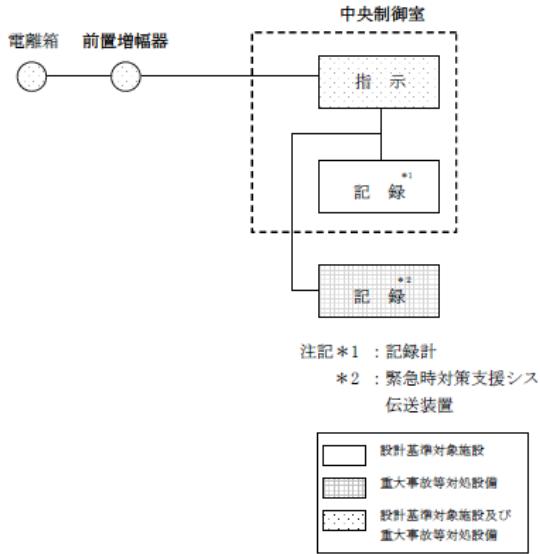
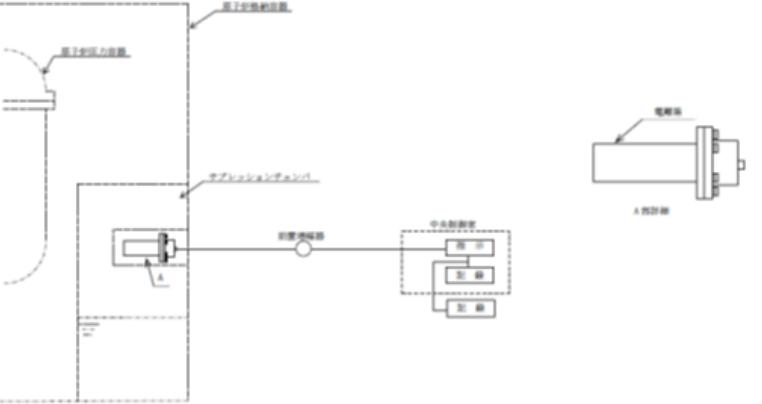
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>3. 放射線管理用計測装置の構成</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の放射線管理用計測装置における検出器から測定値の指示、表示及び記録に至るシステム構成及び電源構成については、「3.1 プロセスマニタリング設備」、「3.2 エリアモニタリング設備」、「3.3 固定式周辺モニタリング設備」、「3.4 移動式周辺モニタリング設備」、<a href="#">「3.5 可搬型気象観測装置（6,7号機共用（以下同じ。））」</a>に示す。</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の放射線管理用計測装置による計測結果の表示、記録及び保存については、「<a href="#">3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</a>」にてとりまとめる。</p>	表現上の差異（記載分類の差異）

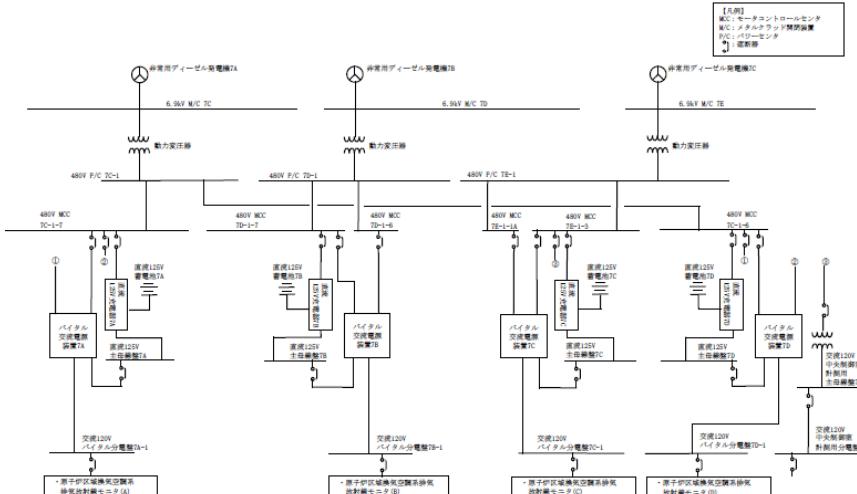
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>3.1 プロセスモニタリング設備</p> <p>3.1.1 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置</p> <p>(1) <u>格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)</u></p> <p><u>格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)</u>は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)</u>の検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で增幅し、<u>中央制御室の指示部</u>にて線量当量率信号に変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に指示し、記録及び保存する。また、緊急時対策支援システム伝送装置にて記録及び保存する。記録及び保存については、「<u>3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</u>」に示す。</p> <p>(図 <u>3-1 「格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)</u> の概略構成図」及び図 <u>3-2 「検出器の構造図 (格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W))</u>」参照。)</p>  <p>図 <u>3-1 「格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)</u> の概略構成図</p>  <p>図 <u>3-2 検出器の構造図 (格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W))</u></p>	設備構成の差異

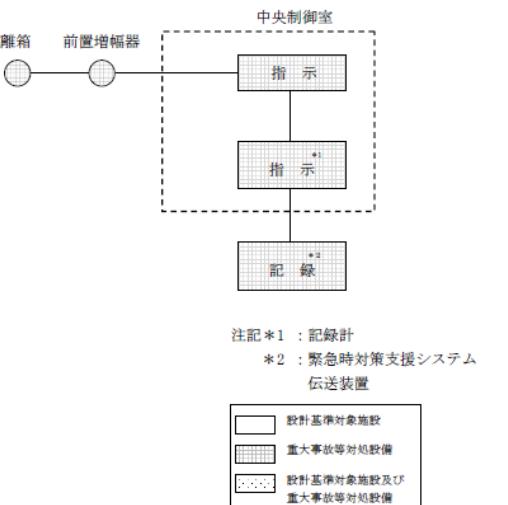
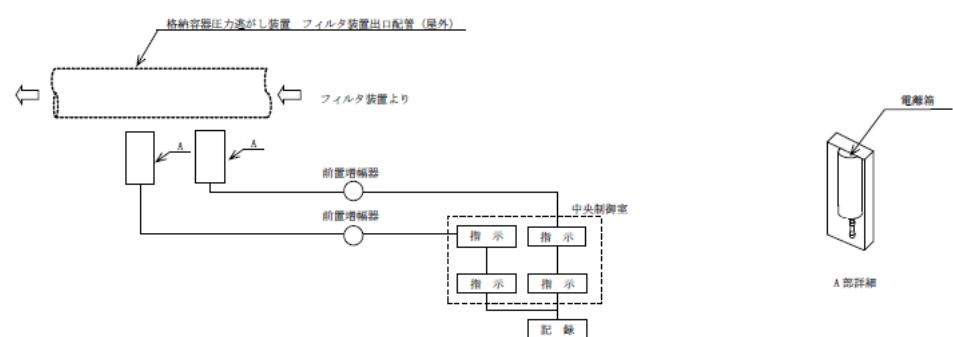
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>(2) <u>格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)</u></p> <p><u>格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)</u>は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)</u>の検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で增幅し、<u>中央制御室の指示部</u>にて線量当量率信号に変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に指示し、記録及び保存する。また、緊急時対策支援システム伝送装置にて記録及び保存する。記録及び保存については、「<u>3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</u>」に示す。</p> <p>(図 <u>3-3 「格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) の概略構成図</u> 及び図 <u>3-4 「検出器の構造図 (格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C))</u> 参照。)</p>  <p>図 3-3 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) の概略構成図</p>  <p>図 3-4 検出器の構造図 (格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C))</p>	設備構成の差異

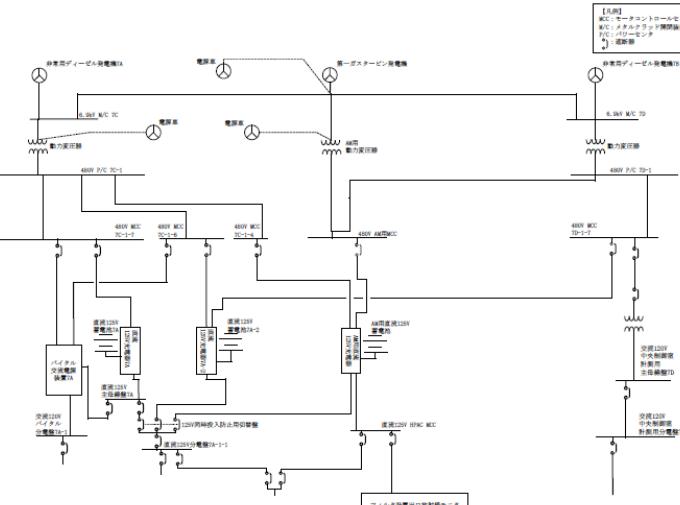
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>3.1.2 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を測定する装置</p> <p>(1) 燃料取替エリア排気放射線モニタ</p> <p><u>設計基準対象施設に関する計測として、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率を計測するための燃料取替エリア排気放射線モニタは、外部電源が喪失した場合、非常用所内電源系からの給電により、使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測することができる。</u></p> <p><u>（図 3-5 「燃料取替エリア排気放射線モニタ及び原子炉区域換気空調系排気放射線モニタの概略電源系統図（交流電源）」参照。）</u></p> <p>(2) 原子炉区域換気空調系排気放射線モニタ</p> <p><u>設計基準対象施設に関する計測として、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率を計測するための原子炉区域換気空調系排気放射線モニタは、外部電源が喪失した場合、非常用所内電源系からの給電により、使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測することができる。</u></p> <p><u>（図 3-5 「燃料取替エリア排気放射線モニタ及び原子炉区域換気空調系排気放射線モニタの概略電源系統図（交流電源）」参照。）</u></p>  <p>図 3-5 燃料取替エリア排気放射線モニタ及び原子炉区域換気空調系排気放射線モニタの概略電源系統図（交流電源）</p>	<p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>(3) フィルタ装置出口放射線モニタ</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタは、重大事故等対処設備の機能を有しており、フィルタ装置出口放射線モニタの検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で増幅し、<u>中央制御室の指示部</u>にて線量当量率信号に変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に指示し、緊急時対策支援システム伝送装置にて記録及び保存する。記録及び保存については、「<a href="#">3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</a>」に示す。</p> <p>(図 <a href="#">3-6「フィルタ装置出口放射線モニタの概略構成図</a> 及び図 <a href="#">3-7「検出器の構造図</a> (フィルタ装置出口放射線モニタ)」参照。)</p> <p>直流電源が必要な場合には、常設代替直流電源設備である<a href="#">AM用直流125V蓄電池又は可搬型直流電源設備</a>である<a href="#">電源車</a>及び<a href="#">AM用直流125V充電器</a>から給電が可能である。</p> <p>(図 <a href="#">3-8「フィルタ装置出口放射線モニタの概略電源系統図 (直流電源)</a> 参照。)</p>  <p>図 3-6 フィルタ装置出口放射線モニタの概略構成図</p>  <p>図 3-7 検出器の構造図 (フィルタ装置出口放射線モニタ)</p>	<p>設備構成の差異 (東海第二は、フィルタ装置出口放射線モニタ(低レンジ)を格納容器ベント実施時(炉心損傷していない場合)の線量当量率計測用、フィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ)を格納容器ベント実施時(炉心損傷している場合)の線量当量率計測用としており、柏崎刈羽は、フィルタ装置出口放射線モニタを炉心損傷していない場合及び炉心損傷している場合(約 <math>7 \times 10^4 \text{ mSv/h}</math>)の最大線量当量率計測用としている。なお、炉心損傷していない場合の最大線量当量率は、EP有効性評価添付資料 2.3.1.1 長期 TB の敷地境界での実効線量評価における PCV 気相部の放射性物質の濃度と同様の条件を用いて <math>10^{-1} \text{ mSv/h}</math> オーダーとなることを評価しており、フィルタ装置出口放射線モニタの計測範囲 (<math>10^{-2} \sim 10^5 \text{ mSv/h}</math>) 内であることを確認している。)*1</p>

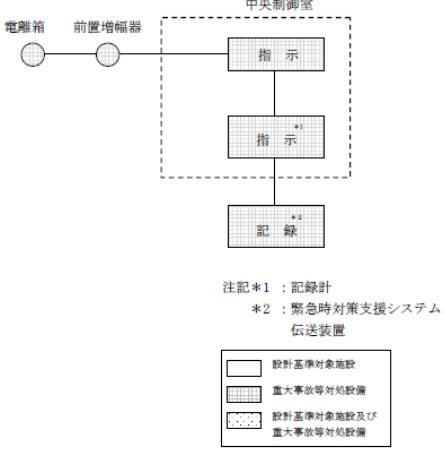
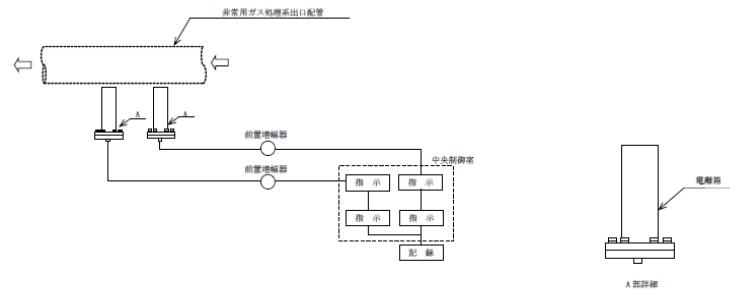
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	 <p>図3-8 フィルタ装置出口放射線モニタの概略電源系統図（直流電源）</p>	設備構成の差異

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		設備構成の差異 (上記*1 参照。)

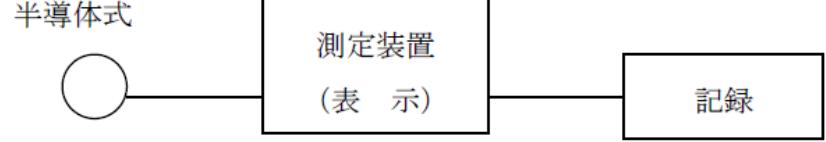
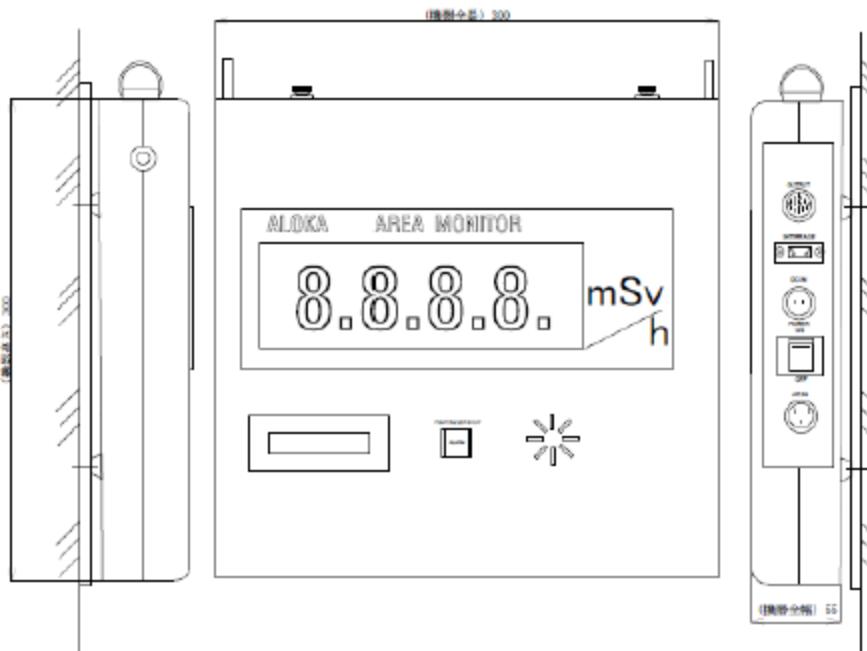
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p><u>(4) 耐圧強化ベント系放射線モニタ</u></p> <p>耐圧強化ベント系放射線モニタは、重大事故等対処設備の機能を有しており、耐圧強化ベント系放射線モニタの検出信号は、電離箱からの電気信号を、<u>前置増幅器</u>で増幅し、<u>中央制御室の指示部</u>にて線量当量率信号に変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に指示し、緊急時対策支援システム伝送装置にて記録及び保存する。記録及び保存については、「<u>3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</u>」に示す。</p> <p>(図 <u>3-9 「耐圧強化ベント系放射線モニタの概略構成図</u>」及び図 <u>3-10 「検出器の構造図（耐圧強化ベント系放射線モニタ）</u>」参照。)</p> <p><u>直流電源が必要な場合には、常設代替直流電源設備であるAM用直流125V蓄電池又は可搬型直流電源設備である電源車及びAM用直流125V充電器から給電が可能である。</u></p> <p>(図 <u>3-11 「耐圧強化ベント系放射線モニタの概略電源系統図（直流電源）</u>」参照。)</p>  <p>図 <u>3-9</u> 耐圧強化ベント系放射線モニタの概略構成図</p>  <p>図 <u>3-10</u> 検出器の構造図（耐圧強化ベント系放射線モニタ）</p>	設備構成の差異

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>図 3-11 耐圧強化ベント系放射線モニタの概略電源系統図（直流電源）</p>	設備構成の差異

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>3.2 エリアモニタリング設備      3.2.1 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置      (1) <u>可搬型エリアモニタ</u>      重大事故等時に使用する<u>可搬型エリアモニタ</u>は、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所</u>内の線量当量率を半導体式を用いてパルス信号として検出する。検出したパルス信号を測定装置にて線量当量率へ変換する処理を行った後、線量当量率を表示する。計測結果は電磁的に記録し、保存する。記録及び保存については、「<u>3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</u>」に示す。  <u>なお、重大事故等時に使用する資機材として、可搬型エリアモニタを中央制御室並びに中央制御室待避室にそれぞれ配備する。</u>      (図 <u>3-12「可搬型エリアモニタの概略構成図</u> 及び図 <u>3-13「検出器の構造図（可搬型エリアモニタ）</u> 参照。)</p>  <p>図 3-12 可搬型エリアモニタの概略構成図</p>  <p>図 3-13 検出器の構造図（可搬型エリアモニタ）</p>	設備構成の差異  表現上の差異（記載の適正化）

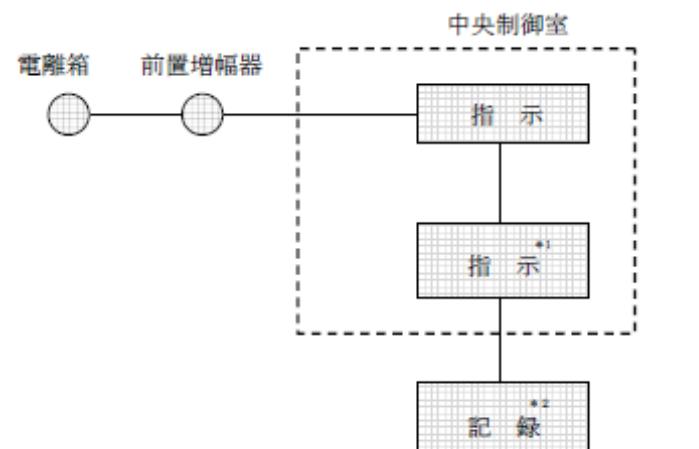
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>(2) 可搬型モニタリングポスト</p> <p><u>重大事故等時が発生した場合に5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)</u>  <u>近傍の放射線量を監視及び測定するための5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・</u>  <u>高気密室)近傍に設置する可搬型モニタリングポストは、2種類の検出器を用いて空気吸</u>  <u>収線量率を測定する。</u></p> <p><u>NaI(Tl)シンチレーションは、検出器に入射したガンマ線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、增幅した後、測定装置にて空気吸収線量率へ変換し表示する。半導体式は、検出器に入射した放射線を電気信号へと変換した後、測定装置にて空間線量率へ変換し表示する。計測結果は可搬型モニタリングポストの記録装置にて記録し、保存する。記録及び保存については、「3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p><u>測定値については、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の加圧判断用として使用し、その使用目的等については、V-1-7-4「緊急時対策所の居住性に関する説明書」にて示し、設備の構成及び測定範囲に関する内容については本資料にて示す。</u></p> <p><u>(図3-14 「5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)近傍に設置する可搬型モニタリングポストの概略構成図」参照。)</u></p> <p style="text-align: center;">NaI (Tl) シンチレーション (光電子増倍管を含む。)</p> <pre> graph LR     subgraph Post [可搬型モニタリングポスト]         direction TB         S1(( )) --- D1[ ]         S2(( )) --- D2[ ]         D1 --- MD[測定装置 (表示)]         D2 --- MD         MD --- R1[記録]     end     Post -.-&gt; R2[記録(表示)]     Post -.-&gt; DS[データ転送 (衛星回線)]     DS -.-&gt; C[5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室)]     C --- R2     C --- MD </pre> <p>図3-14 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)近傍に設置する可搬型モニタリングポストの概略構成図</p>	設備構成の差異

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>3.2.2 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置</p> <p>(1) <u>燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ</u></p> <p>設計基準対象施設に関する計測として、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率を計測するための燃料貯蔵プールエリア放射線モニタは、外部電源が喪失した場合、非常用所内電源系からの給電により、使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測することができる。</p> <p>（図3-15「燃料貯蔵プールエリア放射線モニタの概略電源系統図（交流電源）」参照。）</p> <p>図3-15 燃料貯蔵プールエリア放射線モニタの概略電源系統図（交流電源）</p>	<p>設備構成の差異</p>

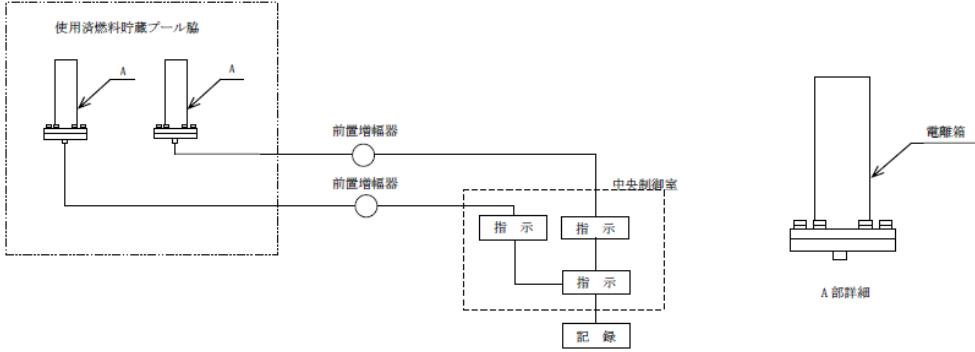
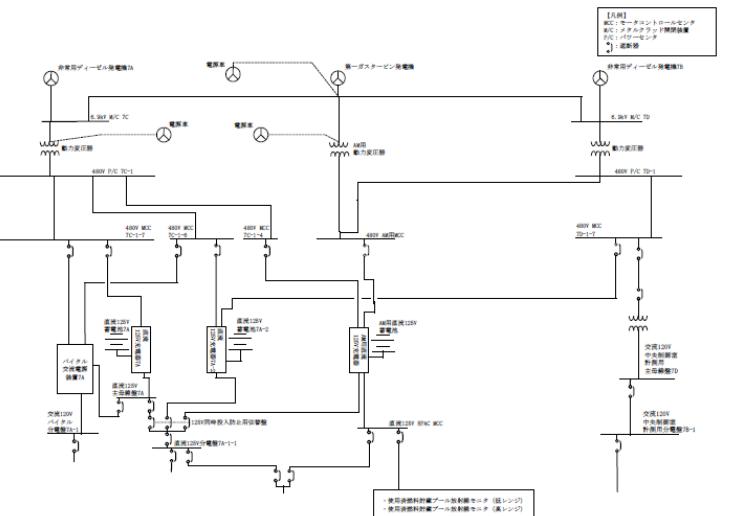
青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>(2) <a href="#">使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）</a></p> <p><a href="#">使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）</a>は、重大事故等対処設備の機能を有しており、<a href="#">使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）</a>の検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で増幅し、<a href="#">中央制御室の指示部</a>にて線量当量率信号に変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に指示し、緊急時対策支援システム伝送装置にて記録及び保存する。記録及び保存については、「<a href="#">3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</a>」に示す。</p> <p>(図 <a href="#">3-16 「使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）」の概略構成図</a> 及び図 <a href="#">3-18 「検出器の構造図（使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）（高レンジ））」</a> 参照。)</p> <p>直流電源が必要な場合には、常設代替直流電源設備であるAM用直流125V蓄電池又は可搬型直流電源設備である電源車及びAM用直流125V充電器から給電が可能である。</p> <p>(図 <a href="#">3-19 「使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）（高レンジ）」の概略電源系統図（直流電源）</a> 参照。)</p>  <p>注記 *1 : 記録計  *2 : 緊急時対策支援システム    伝送装置</p> <p>■ 設計基準対象施設    ■ 重大事故等対処設備    ■ 設計基準対象施設及び    重大事故等対処設備</p> <p>図 <a href="#">3-16 「使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）」の概略構成図</a></p>	設備構成の差異

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>(3) <a href="#">使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）</a></p> <p><a href="#">使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）</a>は、重大事故等対処設備の機能を有しており、<a href="#">使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）</a>の検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で増幅し、<a href="#">中央制御室の指示部</a>にて線量当量率信号に変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に指示し、緊急時対策支援システム伝送装置にて記録及び保存する。記録及び保存については、「<a href="#">3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</a>」に示す。</p> <p>(図 <a href="#">3-17 「使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）の概略構成図</a>」及び図 <a href="#">3-18 「検出器の構造図（使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）（高レンジ））」</a>参照。)</p> <p>直流電源が必要な場合には、常設代替直流電源設備である<a href="#">AM用直流125V蓄電池</a>又は<a href="#">可搬型直流電源設備</a>である<a href="#">電源車</a>及び<a href="#">AM用直流125V充電器</a>から給電が可能である。</p> <p>(図 <a href="#">3-19 「使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）（高レンジ）の概略電源系統図（直流電源）</a>」参照。)</p>	設備構成の差異

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	 <p>図 3-18 検出器の構造図 (使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ) (高レンジ))</p>	<p>設備構成の差異</p>  <p>図 3-19 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ) (高レンジ) の概略電源系統 図 (直流電源)</p>

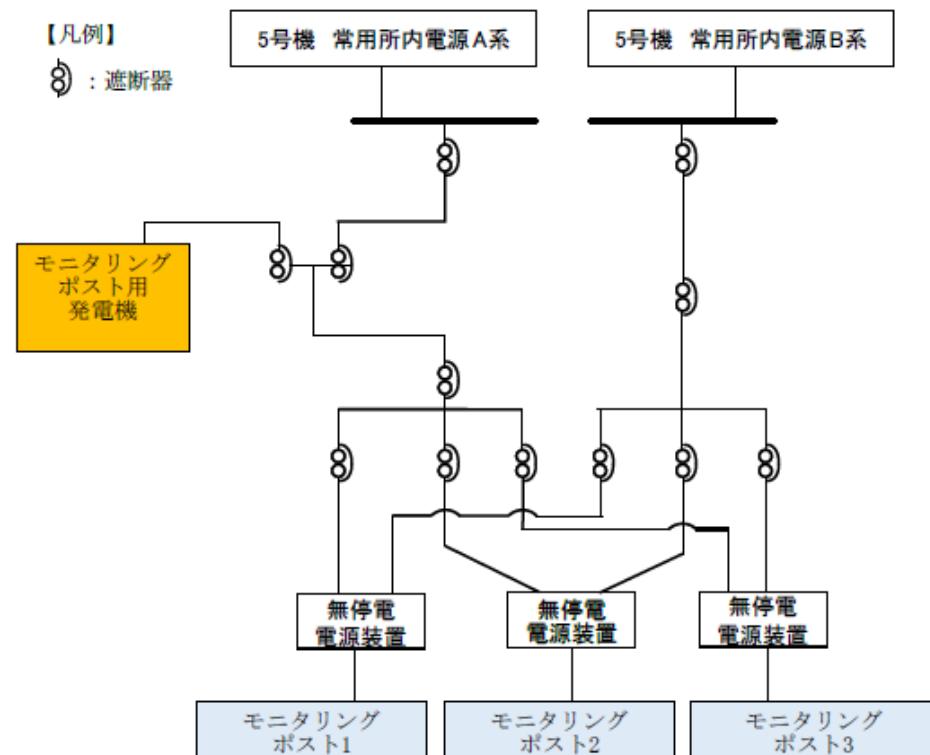
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>3.3 固定式周辺モニタリング設備</p> <p>周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率を監視、測定及び記録するために設置する固定式周辺モニタリング設備は、設計基準対象施設として、<a href="#">5号機の常用所内電源系に接続しております</a>、<a href="#">5号機の常用所内電源系喪失時は</a>、専用の無停電電源装置（設計基準対象施設）により、常用電源復旧までの期間の機能を維持できる設計とする。重大事故等が発生した場合には、重大事故等対処設備であるモニタリングポスト用発電機による給電が可能な設計とする。</p>	設備構成の差異
	<p>なお、設計基準対象施設として、中央制御室までのデータ伝送系及び<a href="#">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</a>までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。指示値は<a href="#">6,7号機中央制御室</a>及び<a href="#">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</a>に表示し、監視できる設計とする。計測結果は、<a href="#">データ伝送系である屋外放射線監視システム</a>にて継続的に記録し、保存できる設計とする。<a href="#">記録及び保存については、「3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</a></p> <p>（図 <a href="#">3-20「固定式周辺モニタリング設備の概略構成図</a>」及び図 <a href="#">3-21「固定式周辺モニタリング設備の概略電源系統図</a>」参照。）</p>	設備構成の差異 表現上の差異（記載の適正化）
	<p><u>3.3.1 モニタリングポスト（1～7号機共用（以下同じ。））</u></p> <p><a href="#">モニタリングポストは、検出器に入射したガンマ線を電気信号として測定装置へ出力し、空気吸収線量率の計測値を表示する。</a></p> <p><u>3.3.2 データ伝送系（屋外放射線監視システム）（1～7号機共用（以下同じ。））</u></p> <p><a href="#">モニタリングポストから出力された計測値は、データ伝送系である屋外放射線監視システム（有線、無線及び衛星回線）により中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ伝送する。</a></p>	表現上の差異（記載の適正化） 表現上の差異（記載の適正化）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>The diagram illustrates the monitoring system architecture. It shows a 'Monitoring Post Office' (モニタリングポスト局舎) containing a 'Measurement Device' (測定装置), a 'Transmission Device' (伝送装置), and a 'Data Processing Unit' (データ処理装置). This unit connects via a 'Wireless Line' (無線回線) to a 'Seismic Important Building' (免震重要棟) which contains a 'Data Processing Unit'. A 'Control Building' (コントロール建屋) also contains a 'Display Unit' (表示装置). A 'Control Room' (対策室) is located in the 'Building of the Reactor Building of Unit 5' (5号機原子炉建屋内緊急時対策室). A legend indicates: Solid line = wired line, Dashed line = wireless line, Dotted line = satellite line.</p>	設備構成の差異

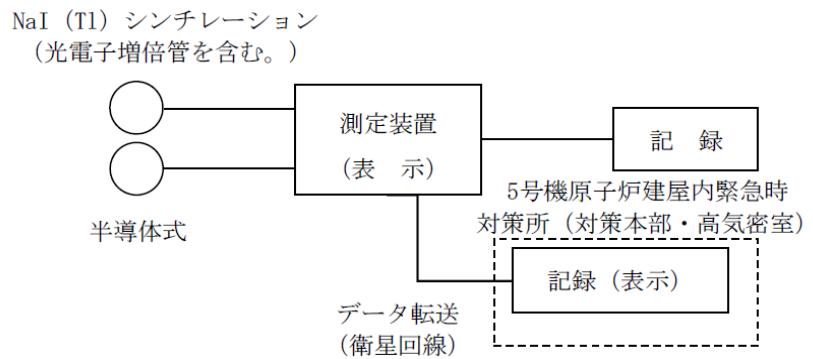
図 3-20 固定式周辺モニタリング設備の概略構成図



(※3局毎の構成を示す。MP-4～MP-6, MP-7～MP-9についても同様。)

図 3-21 固定式周辺モニタリング設備の概略電源系統図

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p>3.4 移動式周辺モニタリング設備</p> <p><u>3.4.1 可搬型モニタリングポスト (6,7号機共用 (以下同じ。))</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に、固定式周辺モニタリング設備が機能喪失した場合の代替及び発電用原子炉施設周囲の空間線量率の監視、測定及び記録するための<u>可搬型モニタリングポスト</u>は、2種類の検出器を用いて空気吸収線量率を測定する。</p> <p>NaI (Tl) シンチレーションは、検出器に入射した<u>ガンマ線</u>により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、增幅した後、測定装置にて空気吸収線量率へ変換し表示する。</p> <p>半導体式は、<u>検出器に入射した放射線を電気信号へと変換した後</u>、測定装置にて空間線量率へ変換し表示する。また、表示される測定値は電磁的に記録し、保存する。</p> <p>なお、測定値は伝送装置（<u>衛星回線</u>）により、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</u>へ伝送でき、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</u>にて電磁的に記録し、保存できる設計とする。記録及び保存については、「<u>3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</u>」に示す。</p> <p><u>可搬型モニタリングポストは、重大事故等対処設備として、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視するために必要な個数である5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）で1台、屋外で14台及び故障時のバックアップ用として予備1台を保管する。</u></p> <p>(図 <u>3-22「可搬型モニタリングポストの概略構成図</u>、図 <u>3-23「可搬型モニタリングポストの伝送概略図</u> 及び図 <u>3-24「検出器の構造図（可搬型モニタリングポスト）</u> 参照。)</p> 	<p>設備構成の差異</p> <p>表現上の差異（記載の適正化）</p> <p>表現上の差異（記載の適正化）</p> <p>表現上の差異（記載の適正化）</p> <p>表現上の差異（記載の適正化）</p> <p>表現上の差異（記載の適正化）</p> <p>設備構成の差異</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

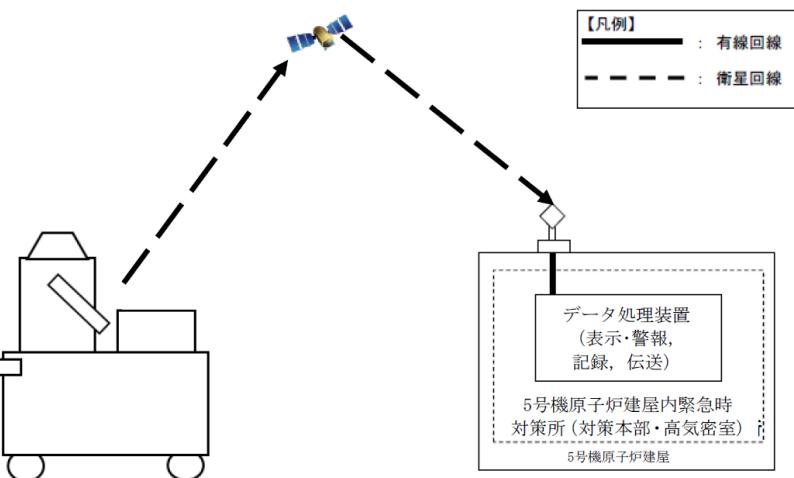
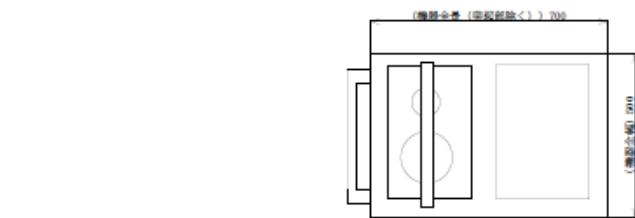
東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	 <p>【凡例】  <span style="color: black;">—</span> : 有線回線  <span style="color: black;">- - -</span> : 衛星回線</p>	表現上の差異（記載の適正化）
		設備構成の差異

図 3-23 可搬型モニタリングポストの伝送概略図

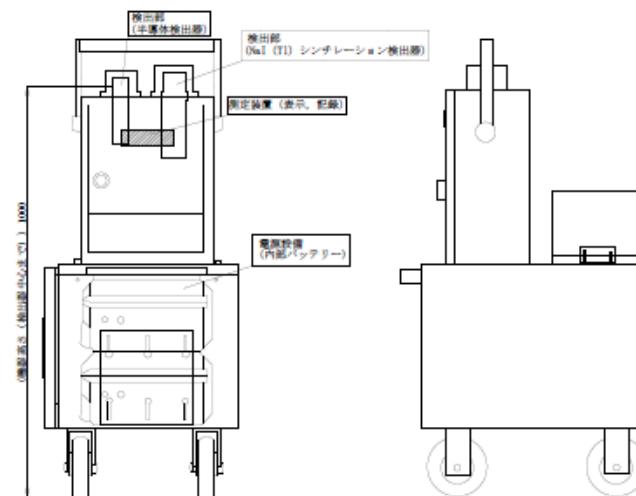
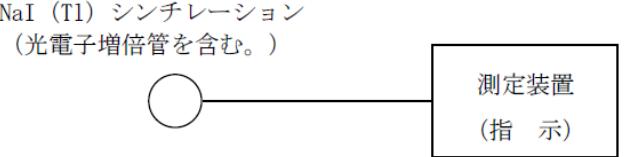
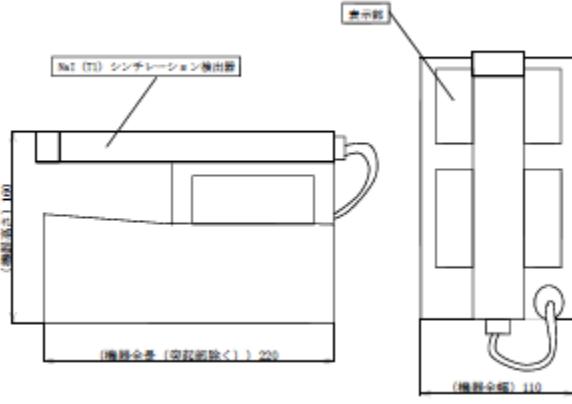


図 3-24 検出器の構造図（可搬型モニタリングポスト）

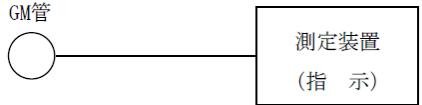
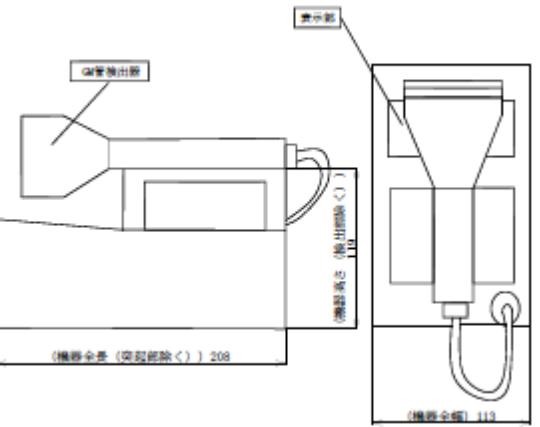
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p><u>3.4.2 電離箱サーベイメータ (6,7号機共用(以下同じ。))</u></p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)の線量当量率を監視、測定及び記録するための<u>電離箱サーベイメータ</u>は、線量当量率を電離箱を用いて電流信号として検出し、検出した電気信号を測定装置にて線量当量率へ変換し、指示する。測定結果は従事者が記録し、保存する。記録及び保存については、「<u>3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</u>」に示す。</p> <p><u>電離箱サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)に保管する。</u></p> <p>(図 <u>3-25「電離箱サーベイメータの概略構成図</u>」及び図 <u>3-26「検出器の構造図(電離箱サーベイメータ)</u>」参照。)</p> <p>図 <u>3-25</u> 電離箱サーベイメータの概略構成図</p> <p>図 <u>3-26</u> 検出器の構造図(電離箱サーベイメータ)</p>	<p>設備構成の差異</p> <p>表現上の差異(記載の適正化)</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p><a href="#">3.4.3 NaIシンチレーションサーベイメータ (6,7号機共用(以下同じ。))</a></p> <p>重大事故等が発生した場合に、空気中、水中及び土壤中の放射性物質の濃度を監視、測定及び記録するための <a href="#">NaIシンチレーションサーベイメータ</a>は、NaI(Tl)シンチレーションに入射した <a href="#">ガンマ線</a>により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、增幅した後、測定装置にて空間線量率に変換して指示する。測定結果は従事者が記録し、保存する。記録及び保存については、「<a href="#">3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</a>」に示す。</p> <p><a href="#">NaIシンチレーションサーベイメータ</a>は、2台に予備1台を含めた合計3台を、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に保管する。</p> <p>(図 <a href="#">3-27「NaIシンチレーションサーベイメータの概略構成図</a> 及び図 <a href="#">3-28「検出器の構造図 (NaIシンチレーションサーベイメータ)</a> 参照。)</p>  <p>図 <a href="#">3-27 NaIシンチレーションサーベイメータの概略構成図</a></p>  <p>図 <a href="#">3-28 検出器の構造図 (NaIシンチレーションサーベイメータ)</a></p>	<p>設備構成の差異 表現上の差異（記載の適正化）</p> <p>表現上の差異（記載の適正化）</p>

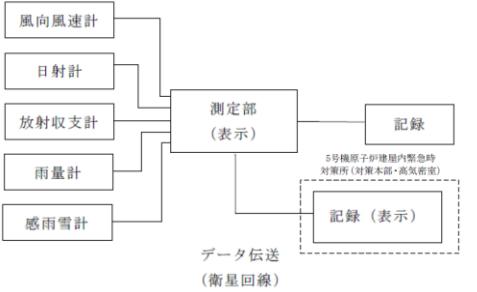
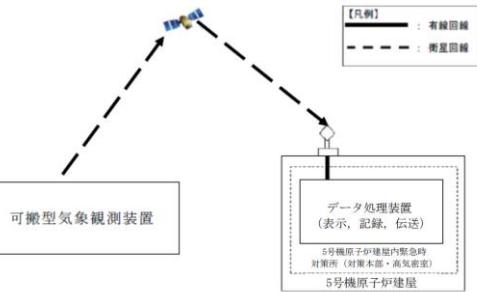
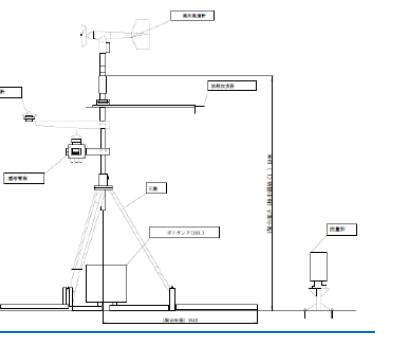
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p><a href="#">3.4.4 GM汚染サーベイメータ (6,7号機共用 (以下同じ。))</a></p> <p>重大事故等が発生した場合に、空気中、水中及び土壤中の放射性物質の濃度を監視、測定及び記録するための<u>GM汚染サーベイメータ</u>は、<math>\beta</math>線をGM管で検出し、<math>\beta</math>線の入射によりGM管内に封入された不活性ガスが電離され、発生した電気信号を測定装置にて計数率に変換して指示する。測定結果は従事者が記録し、保存する。記録及び保存については、「<a href="#">3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</a>」に示す。  <u>GM汚染サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を、中央制御室に保管する。同様に、2台に予備1台を含めた合計3台を5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に保管する。</u>  (図<a href="#">3-29「GM汚染サーベイメータの概略構成図」</a>及び図<a href="#">3-30「検出器の構造図 (GM汚染サーベイメータ)</a>」参照。)</p>  <p>図3-29 GM汚染サーベイメータの概略構成図</p>  <p>図3-30 検出器の構造図 (GM汚染サーベイメータ)</p>	<p>設備構成の差異</p> <p>表現上の差異（記載の適正化）</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p><a href="#">3.4.5 ZnS シンチレーションサーベイメータ (6,7号機共用 (以下同じ。))</a></p> <p>重大事故等が発生した場合に、空気中、水中及び土壤中の放射性物質の濃度を監視、測定及び記録するための <a href="#">ZnS シンチレーションサーベイメータ</a>は、ZnS (Ag) シンチレーションに入射したα線により発生した光電子を光電子増倍管にて電気信号に変換、增幅した後、電気信号を測定装置にて計数率に変換し指示する。測定結果は従事者が記録し、保存する。記録及び保存については、「<a href="#">3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</a>」に示す。</p> <p><a href="#">ZnS シンチレーションサーベイメータ</a>は、1台に予備1台を含めた合計2台を、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）に保管する。</p> <p>（図 <a href="#">3-31「ZnS シンチレーションサーベイメータの概略構成図</a>」及び図 <a href="#">3-32「検出器の構造図 (ZnS シンチレーションサーベイメータ)</a>」参照。）</p> <p>ZnS (Ag) シンチレーション (光電子増倍管を含む。)</p> <p>測定装置 (指 示)</p> <p>図 <a href="#">3-31 ZnS シンチレーションサーベイメータの概略構成図</a></p> <p>ZnS (Ag) シンチレーション検出器</p> <p>(検出全巻 (突起部・検出部除く) ) 208</p> <p>(検出全巻) 113</p> <p>図 <a href="#">3-32 検出器の構造図 (ZnS シンチレーションサーベイメータ)</a></p>	<p>設備構成の差異</p> <p>表現上の差異（記載の適正化）</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p><u>3.5 可搬型気象観測装置 (6, 7号機共用 (以下同じ。))</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に、気象観測設備（「1, 2, 3, 4, 5, 6, 7号機共用」(以下同じ。))</u> <u>が機能喪失した場合の代替及び発電用原子炉施設周囲の風向、風速その他の気象条件の監視、測定及び記録するための可搬型気象観測装置を設ける。</u></p> <p><u>なお、測定値は伝送装置（衛星回線）により、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）へ伝送でき、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）にて電磁的に記録し、保存できる設計とする。記録及び保存については、「3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</u></p> <p><u>(図3-33「可搬型気象観測装置の概略構成図」、図3-34「可搬型気象観測装置の伝送概略図」、図3-35「可搬型気象観測装置の構造図」参照。)</u></p>  <p>図3-33 可搬型気象観測装置の概略構成図</p>  <p>図3-34 可搬型気象観測装置の伝送概略図</p>  <p>図3-35 可搬型気象観測装置の構造図</p>	表現上の差異（記載分類の差異）

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p><a href="#">3.6 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</a></p> <p><a href="#">3.6.1 計測結果の指示又は表示</a></p> <p>プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、<a href="#">固定式周辺モニタリング設備</a>の計測結果は、中央制御室あるいは<a href="#">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</a>に指示又は表示し、記録する設計とする。移動式周辺モニタリング設備については、現場にて指示又は表示し、記録する設計とする。</p> <p>表 <a href="#">3-1「放射線管理用計測装置の計測結果の指示、表示及び記録」</a>に放射線管理用計測装置の計測結果の指示、表示及び記録場所を示す。</p>	設備構成の差異
	<p><a href="#">3.6.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存</a></p> <p>技術基準規則第34条第4項及びその解釈に関わる計測結果は<a href="#">中央制御室</a>に、原則、確実に記録計にて継続的に記録し、記録紙は取り替えて保存できる設計とする。</p> <p><a href="#">原子炉冷却材</a>の放射性物質の濃度<a href="#">及び移動式周辺モニタリング設備（放射能観測車）</a>による周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度については、断続的な試料の分析を行い、従事者が測定結果を記録し、保存できる設計とする。</p> <p><a href="#">モニタリングポストの計測結果</a>は、中央制御室及び<a href="#">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</a>に表示し、<a href="#">5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</a>内の屋外放射線監視システムにて継続的に記録し、電磁的に保存できる設計とする。</p> <p>記録を保存する計測項目と計測装置等を表 <a href="#">3-2「記録を保存する計測項目と計測装置等」</a>に示す。</p>	表現上の差異（記載の適正化） 設備構成の差異 表現上の差異（記載の適正化）

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p><u>3.6.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存</u></p> <p>重大事故等時における各計測装置の計測結果は、計測装置に応じた記録方法により記録し、保存できる設計とする。</p> <p><u>格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）</u>、<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）</u>、<u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u>、<u>耐圧強化ベント系放射線モニタ</u>、<u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）</u>及び<u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）</u>の計測結果は、緊急時対策支援システム伝送装置に電磁的に記録、保存し、<u>電源喪失</u>時においても保存した記録が失われないとともに、帳票として出力し保存できる設計とする。また、その計測結果は、プラント状態の推移を把握するためにデータ収集周期は1分とするとともに記録の保存容量は計測結果を取り出すことで継続的なデータを得ることができるよう、14日以上保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型エリアモニタ</u>の計測結果は電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>による計測結果は、プラント状態を適切に把握するためにデータ収集周期を1分とする。記録の保存容量は外部支援を受けるまでの期間、記録できるように7日間以上<u>可搬型モニタリングポスト</u>の記録装置に電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、計測結果は伝送装置（衛星回線）により、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</u>へ伝送でき、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</u>にて電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p> <p><u>電離箱サーベイメータ</u>、<u>NaIシンチレーションサーベイメータ</u>、<u>GM汚染サーベイメータ</u>及び<u>ZnSシンチレーションサーベイメータ</u>による測定は、従事者が測定結果を記録し、保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>による計測結果は、データ収集周期を10分とする。記録の保存容量は外部支援を受けるまでの期間、記録できるように7日間以上電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、計測結果は伝送装置（衛星回線）により、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</u>へ伝送でき、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）</u>にて電磁的に記録し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p>	<p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p> <p>設備構成の差異</p> <p>表現上の差異（記載の適正化）</p> <p>設備構成の差異</p> <p>表現上の差異（記載分類の差異）</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機			備考
	表3-1 放射線管理用計測装置の計測結果の指示、表示及び記録(1/2)			設備構成の差異
		放射線管理用計測装置	指示又は表示	記録
	プロセスマニタリング設備	格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W)	中央制御室	中央制御室(記録計)、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)(緊急時対策支援システム伝送装置)
		格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C)	中央制御室	中央制御室(記録計)、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)(緊急時対策支援システム伝送装置)
		フィルタ装置出口放射線モニタ	中央制御室	中央制御室(記録計)、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)(緊急時対策支援システム伝送装置)
		耐圧強化ペント系放射線モニタ	中央制御室	中央制御室(記録計)、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)(緊急時対策支援システム伝送装置)
	エリアモニタリング設備	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(低レンジ)	中央制御室	中央制御室(記録計)、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)(緊急時対策支援システム伝送装置)
		使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ)	中央制御室	中央制御室(記録計)、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)(緊急時対策支援システム伝送装置)
		可搬型エリアモニタ	5号機原子炉建屋内緊急時対策所	5号機原子炉建屋内緊急時対策所(電磁的記録)
		可搬型モニタリングポスト	5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)近傍	5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)(電磁的記録)
	固定式周辺モニタリング設備	モニタリングポスト	中央制御室	5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)(電磁的記録)
			5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)	

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機			備考
	表3-1 放射線管理用計測装置の計測結果の指示、表示及び記録(2/2)			設備構成の差異
移動式周辺モニタリング設備	放射線管理用計測装置	指示又は表示	記録	
	可搬型モニタリングポスト	現場 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）	現場（電磁的記録） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（電磁的記録）	
	電離箱サーベイメータ	現場	現場（従事者が記録）	
	NaIシンチレーションサーベイメータ	現場	現場（従事者が記録）	
	GM汚染サーベイメータ	現場	現場（従事者が記録）	
	ZnSシンチレーションサーベイメータ	現場	現場（従事者が記録）	
—	可搬型気象観測装置	現場 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）	現場（電磁的記録） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（電磁的記録）	

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
 黄色：前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考																								
	<p>表 3-2 記録を保存する計測項目と計測装置等 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計測項目</th><th>計測装置等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材の放射性物質の濃度</td><td>試料放射能測定装置</td></tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納容器内の放射性物質の濃度及び線量当量率</td><td>格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)</td></tr> <tr> <td>格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)</td></tr> <tr> <td>漏えい検出系ダスト放射線モニタ</td></tr> <tr> <td rowspan="2">主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度</td><td>主蒸気管放射線モニタ</td></tr> <tr> <td>排ガス放射線モニタ</td></tr> <tr> <td rowspan="3">排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</td><td>排気筒放射線モニタ</td></tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排ガス放射線モニタ</td></tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td></tr> <tr> <td rowspan="2">排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</td><td>液体廃棄物処理系排水放射線モニタ (6・7号機共用)</td></tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td></tr> <tr> <td>放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが実用炉規則第二条第二項第四号に規定する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。）内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</td><td>該当なし</td></tr> <tr> <td rowspan="3">管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率</td><td>燃料取替エリア排気放射線モニタ</td></tr> <tr> <td>原子炉区域換気空調系排気放射線モニタ</td></tr> <tr> <td>原子炉建屋放射線モニタ (燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ)</td></tr> </tbody> </table>	計測項目	計測装置等	原子炉冷却材の放射性物質の濃度	試料放射能測定装置	原子炉格納容器内の放射性物質の濃度及び線量当量率	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)	漏えい検出系ダスト放射線モニタ	主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度	主蒸気管放射線モニタ	排ガス放射線モニタ	排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	排気筒放射線モニタ	非常用ガス処理系排ガス放射線モニタ	試料放射能測定装置	排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	液体廃棄物処理系排水放射線モニタ (6・7号機共用)	試料放射能測定装置	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが実用炉規則第二条第二項第四号に規定する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。）内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	該当なし	管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	燃料取替エリア排気放射線モニタ	原子炉区域換気空調系排気放射線モニタ	原子炉建屋放射線モニタ (燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ)	設備構成の差異
計測項目	計測装置等																									
原子炉冷却材の放射性物質の濃度	試料放射能測定装置																									
原子炉格納容器内の放射性物質の濃度及び線量当量率	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)																									
	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)																									
	漏えい検出系ダスト放射線モニタ																									
主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度	主蒸気管放射線モニタ																									
	排ガス放射線モニタ																									
排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	排気筒放射線モニタ																									
	非常用ガス処理系排ガス放射線モニタ																									
	試料放射能測定装置																									
排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	液体廃棄物処理系排水放射線モニタ (6・7号機共用)																									
	試料放射能測定装置																									
放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが実用炉規則第二条第二項第四号に規定する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。）内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	該当なし																									
管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所（燃料取扱場所その他の放射線業務従事者に対する放射線障害の防止のための措置を必要とする場所をいう。）の線量当量率	燃料取替エリア排気放射線モニタ																									
	原子炉区域換気空調系排気放射線モニタ																									
	原子炉建屋放射線モニタ (燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ)																									

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考								
	<p>表3-2 記録を保存する計測項目と計測装置等（2/2）</p> <table border="1" data-bbox="1305 323 2416 615"> <thead> <tr> <th data-bbox="1305 323 1781 361">計測項目</th><th data-bbox="1781 323 2416 361">計測装置等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1305 361 1781 428">周辺監視区域に隣接する地域における空 間線量率</td><td data-bbox="1781 361 2416 428">モニタリングポスト（1～7号機共用）</td></tr> <tr> <td data-bbox="1305 428 1781 496">周辺監視区域に隣接する地域における放 射性物質の濃度</td><td data-bbox="1781 428 2416 496">放射能観測車（1～7号機共用） ダストモニタ（1～7号機共用）</td></tr> <tr> <td data-bbox="1305 496 1781 615">敷地内における風向及び風速</td><td data-bbox="1781 496 2416 615">気象観測設備（1～7号機共用、1号機に設置（以下同 じ。）） 風向（地上高10m） 気象観測設備 風速（地上高10m）</td></tr> </tbody> </table> <p>技術基準規則第34条第4項及びその解釈に関わるその他の計測項目については、V-1-5-1「計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」及びV-1-3-1「使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。</p>	計測項目	計測装置等	周辺監視区域に隣接する地域における空 間線量率	モニタリングポスト（1～7号機共用）	周辺監視区域に隣接する地域における放 射性物質の濃度	放射能観測車（1～7号機共用） ダストモニタ（1～7号機共用）	敷地内における風向及び風速	気象観測設備（1～7号機共用、1号機に設置（以下同 じ。）） 風向（地上高10m） 気象観測設備 風速（地上高10m）	設備構成の差異  表現上の差異（記載の適正化）
計測項目	計測装置等									
周辺監視区域に隣接する地域における空 間線量率	モニタリングポスト（1～7号機共用）									
周辺監視区域に隣接する地域における放 射性物質の濃度	放射能観測車（1～7号機共用） ダストモニタ（1～7号機共用）									
敷地内における風向及び風速	気象観測設備（1～7号機共用、1号機に設置（以下同 じ。）） 風向（地上高10m） 気象観測設備 風速（地上高10m）									
	<p><u>3.7 その他</u></p> <p><u>3.7.1 海上モニタリングについて</u></p> <p>「3.4 移動式周辺モニタリング設備」の設備にて、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺における放射性物質の濃度及び線量当量率を測定する際、周辺海域においても測定するために、<u>小型船舶（海上モニタリング用）（荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に保管（以下同じ。））</u>を保管する。小型船舶の保管場所は図3-36「<u>小型船舶（海上モニタリング用）</u>の保管場所」に示すとおりとする。</p>  <p>図3-36 小型船舶（海上モニタリング用）の保管場所</p>	設備構成の差異								

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■：前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
	<p><a href="#">3.7.2 放射線計測器の保有等について</a></p> <p>重大事故等が発生した場合、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）のモニタリングを拡充する場合に備えて、放射性物質の濃度及び線量当量率を計測する計測器を重大事故等対処設備以外にも保有しておくとともに、<a href="#">ほか</a>の機関とも適切な連携を構築する。</p>	表現上の差異（記載の適正化）
	<p>4. 放射線管理用計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p> <p>4.1 放射線管理用計測装置の計測範囲</p> <p>放射線管理用計測装置の計測範囲は、バックグラウンドレベルを包絡し、監視上必要な線量当量率を考慮し、設定する。</p> <p>監視上必要な線量当量率等の考慮として、以下に示すものが挙げられる。</p> <p>「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定、以下「事故時放射線計測指針」という。）にて測定上限値の要求があるものについては、これを満足する設計とする。</p> <p>計測対象の監視範囲が広い場合には、複数のものによりオーバラップさせて計測が可能となるように設計する。</p> <p>各放射線管理用計測装置の計測範囲を表 <a href="#">4-1 「放射線管理用計測装置の計測範囲」</a> に示す。</p> <p>重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉格納容器内の<u>線量当量率</u>、最終ヒートシンクの確保の監視及び使用済燃料貯蔵プールの監視に必要なパラメータの計測が困難となった場合<u>又は計測範囲を超えた場合</u>の対応におけるパラメータの推定手段及び推定方法については、<a href="#">V-1-1-7 「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」</a> の「<a href="#">3.3 計測制御系統施設</a>」に示す。<u>また</u>、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（計測可能範囲）、パラメータの計測が困難となった場合のパラメータの推定の対応手段等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に明確にし、確実に運用及び遵守できるよう手順として定めて管理する。</p>	差異なし 表現上の差異（記載の適正化） 表現上の差異（記載の適正化）

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考																																	
	<p>4.2 放射線管理用計測装置の警報動作範囲</p> <p>重大事故等対処設備について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり計測する設計としていること及び技術基準規則の要求に該当しないことから警報装置を設ける必要はない。</p> <p style="text-align: center;">表 4-1 放射線管理用計測装置の計測範囲 (1/3) (プロセスモニタリング設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>計測範囲</th><th>計測範囲の設定に関する考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)</td><td><math>10^{-2} \sim 10^5</math> Sv/h</td><td>設計基準事故及び重大事故等の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等においても監視可能である。計測上限値は、「事故時放射線計測指針（放射能障壁の健全性の把握）」を満足するように設定する。</td></tr> <tr> <td>格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)</td><td><math>10^{-2} \sim 10^5</math> Sv/h</td><td>設計基準事故及び重大事故等の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等においても監視可能である。計測上限値は、「事故時放射線計測指針（放射能障壁の健全性の把握）」を満足するように設定する。</td></tr> <tr> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td><td><math>10^{-2} \sim 10^5</math> mSv/h</td><td>格納容器ベント実施時（炉心損傷している場合）に、想定されるフィルタ装置出口最大線量当量率（約 <math>7 \times 10^4</math> mSv/h）を計測できる範囲として設定する。</td></tr> <tr> <td>耐圧強化ベント系放射線モニタ</td><td><math>10^{-2} \sim 10^5</math> mSv/h</td><td>耐圧強化ベント使用時（炉心損傷している場合）に、想定される排気ラインの最大線量当量率（約 <math>4 \times 10^4</math> mSv/h）を計測できる範囲として設定する。</td></tr> </tbody> </table>	名称	計測範囲	計測範囲の設定に関する考え方	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)	$10^{-2} \sim 10^5$ Sv/h	設計基準事故及び重大事故等の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等においても監視可能である。計測上限値は、「事故時放射線計測指針（放射能障壁の健全性の把握）」を満足するように設定する。	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)	$10^{-2} \sim 10^5$ Sv/h	設計基準事故及び重大事故等の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等においても監視可能である。計測上限値は、「事故時放射線計測指針（放射能障壁の健全性の把握）」を満足するように設定する。	フィルタ装置出口放射線モニタ	$10^{-2} \sim 10^5$ mSv/h	格納容器ベント実施時（炉心損傷している場合）に、想定されるフィルタ装置出口最大線量当量率（約 $7 \times 10^4$ mSv/h）を計測できる範囲として設定する。	耐圧強化ベント系放射線モニタ	$10^{-2} \sim 10^5$ mSv/h	耐圧強化ベント使用時（炉心損傷している場合）に、想定される排気ラインの最大線量当量率（約 $4 \times 10^4$ mSv/h）を計測できる範囲として設定する。	差異なし																		
名称	計測範囲	計測範囲の設定に関する考え方																																	
格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)	$10^{-2} \sim 10^5$ Sv/h	設計基準事故及び重大事故等の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等においても監視可能である。計測上限値は、「事故時放射線計測指針（放射能障壁の健全性の把握）」を満足するように設定する。																																	
格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)	$10^{-2} \sim 10^5$ Sv/h	設計基準事故及び重大事故等の変動範囲は計測範囲に包絡されており、重大事故等においても監視可能である。計測上限値は、「事故時放射線計測指針（放射能障壁の健全性の把握）」を満足するように設定する。																																	
フィルタ装置出口放射線モニタ	$10^{-2} \sim 10^5$ mSv/h	格納容器ベント実施時（炉心損傷している場合）に、想定されるフィルタ装置出口最大線量当量率（約 $7 \times 10^4$ mSv/h）を計測できる範囲として設定する。																																	
耐圧強化ベント系放射線モニタ	$10^{-2} \sim 10^5$ mSv/h	耐圧強化ベント使用時（炉心損傷している場合）に、想定される排気ラインの最大線量当量率（約 $4 \times 10^4$ mSv/h）を計測できる範囲として設定する。																																	
	<p>設備構成の差異</p> <p>（東海第二は、フィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ）を格納容器ベント実施時（炉心損傷していない場合）の線量当量率計測用、フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）を格納容器ベント実施時（炉心損傷している場合）の線量当量率計測用としており、柏崎刈羽は、フィルタ装置出口放射線モニタを炉心損傷していない場合及び炉心損傷している場合（約 <math>7 \times 10^4</math> mSv/h）の最大線量当量率計測用としている。なお、炉心損傷していない場合の最大線量当量率は、EP 有効性評価添付資料 2.3.1.1 長期TBの敷地境界での実効線量評価におけるPCV 気相部の放射性物質の濃度と同様の条件を用いて <math>10^{-1}</math> mSv/h オーダーとなることを評価しており、フィルタ装置出口放射線モニタの計測範囲 (<math>10^{-2} \sim 10^5</math> mSv/h) 内であることを確認している。）</p> <p>設備構成の差異</p>	設備構成の差異																																	
	<p>表 4-1 放射線管理用計測装置の計測範囲 (2/3) (エリアモニタリング設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>計測範囲</th><th>計測範囲の設定に関する考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型エアモニタ</td><td>0.001~99.99 mSv/h</td><td>計測下限値は、従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分上上の上限線量当量率）から計測できるように設定する。 計測上限値は、重大事故等時のガラス繊維子伊賀屋内緊急時対策所における線量当量率を計測できる範囲として設定する。また、重大事故等時のガラス繊維子伊賀屋内緊急時対策所における加圧判断に必要な線量当量率の上昇を有意に検知できる範囲を包括するように設定する。</td></tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td><td><math>10^{-2} \sim 10^5</math> nGy/h</td><td>計測下限値は、従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分上上の上限線量当量率）から計測できるように設定する。 計測上限値は、重大事故等時のガラス繊維子伊賀屋内緊急時対策所における加圧判断に必要な線量当量率の上昇を有意に検知できる範囲を包括するように設定する。</td></tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）</td><td><math>10^{-3} \sim 10^4</math> mSv/h</td><td>重大事故等における使用済燃料貯蔵プールの変動範囲について線量当量率を監視可能である。 計測上限値は、重大事故等における計測に対して使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）の計測下限値とオーバーラップするよう設定する。</td></tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）</td><td><math>10^{-2} \sim 10^6</math> mSv/h</td><td>重大事故等における使用済燃料貯蔵プールの変動範囲について線量当量率を監視可能である。 計測下限値は、重大事故等における計測に対して使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）の計測上限値とオーバーラップするよう設定する。</td></tr> </tbody> </table> <p>表 4-1 放射線管理用計測装置の計測範囲 (3/3) (移動式周辺モニタリング設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>計測範囲</th><th>計測範囲の設定に関する考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td><td><math>10^{-2} \sim 10^6</math> nGy/h</td><td>計測下限値は、平常時におけるバックグラウンドレベルを包絡するように設定する。 計測上限値は、「事故時放射線計測指針」を満足するように設定する。</td></tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td><td>0.001~1000 mSv/h</td><td>計測下限値は、従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分上上の上限線量当量率）から計測できるように設定する。 計測上限値は、「事故時放射線計測指針」を満足するように設定する。</td></tr> <tr> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td><td>0.1~30 <math>\mu</math>Gy/h</td><td>計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡するように設定する。 計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できる範囲を包絡するように設定する。</td></tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td><td>0~100k min<sup>-1</sup></td><td>計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡するように設定する。 計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できる範囲を包絡するように設定する。</td></tr> <tr> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td><td>0~100k min<sup>-1</sup></td><td>計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡するように設定する。 計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できる範囲を包絡するように設定する。</td></tr> </tbody> </table>	名称	計測範囲	計測範囲の設定に関する考え方	可搬型エアモニタ	0.001~99.99 mSv/h	計測下限値は、従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分上上の上限線量当量率）から計測できるように設定する。 計測上限値は、重大事故等時のガラス繊維子伊賀屋内緊急時対策所における線量当量率を計測できる範囲として設定する。また、重大事故等時のガラス繊維子伊賀屋内緊急時対策所における加圧判断に必要な線量当量率の上昇を有意に検知できる範囲を包括するように設定する。	可搬型モニタリングポスト	$10^{-2} \sim 10^5$ nGy/h	計測下限値は、従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分上上の上限線量当量率）から計測できるように設定する。 計測上限値は、重大事故等時のガラス繊維子伊賀屋内緊急時対策所における加圧判断に必要な線量当量率の上昇を有意に検知できる範囲を包括するように設定する。	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）	$10^{-3} \sim 10^4$ mSv/h	重大事故等における使用済燃料貯蔵プールの変動範囲について線量当量率を監視可能である。 計測上限値は、重大事故等における計測に対して使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）の計測下限値とオーバーラップするよう設定する。	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）	$10^{-2} \sim 10^6$ mSv/h	重大事故等における使用済燃料貯蔵プールの変動範囲について線量当量率を監視可能である。 計測下限値は、重大事故等における計測に対して使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）の計測上限値とオーバーラップするよう設定する。	名称	計測範囲	計測範囲の設定に関する考え方	可搬型モニタリングポスト	$10^{-2} \sim 10^6$ nGy/h	計測下限値は、平常時におけるバックグラウンドレベルを包絡するように設定する。 計測上限値は、「事故時放射線計測指針」を満足するように設定する。	電離箱サーベイメータ	0.001~1000 mSv/h	計測下限値は、従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分上上の上限線量当量率）から計測できるように設定する。 計測上限値は、「事故時放射線計測指針」を満足するように設定する。	NaIシンチレーションサーベイメータ	0.1~30 $\mu$ Gy/h	計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡するように設定する。 計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できる範囲を包絡するように設定する。	GM汚染サーベイメータ	0~100k min <sup>-1</sup>	計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡するように設定する。 計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できる範囲を包絡するように設定する。	ZnSシンチレーションサーベイメータ	0~100k min <sup>-1</sup>	計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡するように設定する。 計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できる範囲を包絡するように設定する。	設備構成の差異
名称	計測範囲	計測範囲の設定に関する考え方																																	
可搬型エアモニタ	0.001~99.99 mSv/h	計測下限値は、従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分上上の上限線量当量率）から計測できるように設定する。 計測上限値は、重大事故等時のガラス繊維子伊賀屋内緊急時対策所における線量当量率を計測できる範囲として設定する。また、重大事故等時のガラス繊維子伊賀屋内緊急時対策所における加圧判断に必要な線量当量率の上昇を有意に検知できる範囲を包括するように設定する。																																	
可搬型モニタリングポスト	$10^{-2} \sim 10^5$ nGy/h	計測下限値は、従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分上上の上限線量当量率）から計測できるように設定する。 計測上限値は、重大事故等時のガラス繊維子伊賀屋内緊急時対策所における加圧判断に必要な線量当量率の上昇を有意に検知できる範囲を包括するように設定する。																																	
使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）	$10^{-3} \sim 10^4$ mSv/h	重大事故等における使用済燃料貯蔵プールの変動範囲について線量当量率を監視可能である。 計測上限値は、重大事故等における計測に対して使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）の計測下限値とオーバーラップするよう設定する。																																	
使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）	$10^{-2} \sim 10^6$ mSv/h	重大事故等における使用済燃料貯蔵プールの変動範囲について線量当量率を監視可能である。 計測下限値は、重大事故等における計測に対して使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ）の計測上限値とオーバーラップするよう設定する。																																	
名称	計測範囲	計測範囲の設定に関する考え方																																	
可搬型モニタリングポスト	$10^{-2} \sim 10^6$ nGy/h	計測下限値は、平常時におけるバックグラウンドレベルを包絡するように設定する。 計測上限値は、「事故時放射線計測指針」を満足するように設定する。																																	
電離箱サーベイメータ	0.001~1000 mSv/h	計測下限値は、従事者に対する放射線防護の観点より管理区域境界における線量当量率限度（遮蔽区分上上の上限線量当量率）から計測できるように設定する。 計測上限値は、「事故時放射線計測指針」を満足するように設定する。																																	
NaIシンチレーションサーベイメータ	0.1~30 $\mu$ Gy/h	計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡するように設定する。 計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できる範囲を包絡するように設定する。																																	
GM汚染サーベイメータ	0~100k min <sup>-1</sup>	計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡するように設定する。 計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できる範囲を包絡するように設定する。																																	
ZnSシンチレーションサーベイメータ	0~100k min <sup>-1</sup>	計測下限値は、通常運転時のバックグラウンドレベルを包絡するように設定する。 計測上限値は、放射性物質の放出があった場合にバックグラウンドレベルからの指示上昇を有意に検知できる範囲を包絡するように設定する。																																	

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異  
■ : 前回提出時からの変更箇所